

年 月 日

# 登園届

\_\_\_\_\_ 保育園長 様

園 名 \_\_\_\_\_ 保育園

保護者名 \_\_\_\_\_

園児氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

病 名 \_\_\_\_\_

(医療機関名) \_\_\_\_\_ ( 年 月 日受診) において、

\_\_\_\_\_ 年 月 日より集団生活に支障がないと判断されましたので、登園いたします。

## 【 登園届が必要な感染症 】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過したもの
麻疹 (はしか)	発症前1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過するまで
水痘 (水ぼうそう)	発疹出現1～2日前から痂皮ができるまで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹出現の7日前から7日後程度	発疹が消失したもの
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過したもの
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること、または適正な抗菌薬による5日間の治療が終了したもの
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現している数日間	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失していること
腸管出血性 大腸菌感染症 (O-157・O-26・O-111等)		症状が始まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便により、いずれも菌陰性が確認されたもの

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

※この用紙は、すべて保護者が記入し、提出していただくものです。

感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できますよう、ご協力をお願いします。

※登園した際にまだ感染の恐れがあると思われる場合には、再度お休みをしていただくか、または診断書の提出を求める場合がございます。